変圧器（電圧一万ボルト以上かつ容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。ただし、放電灯用変圧器、試験用変圧器等の特殊用途に供されるものを除く。）	変圧器及び配電用変圧器（変圧器又は配電用変圧器に附属する冷却装置、窒素封入装置、電圧調整装置及びタップ切換装置を含む。）
周波数変換機器（電圧一万ボルト以上かつ容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）	周波数変換機器
整流機器（電圧一万ボルト以上かつ容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）	整流機器
電力用コンデンサー（電圧一万ボルト以上かつ容量一万キロボルトアンペア以上の群に属するものに限る。）	電力用コンデンサー
調相機（電圧一万ボルト以上かつ容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）	調相機（調相機に附属する冷却装置及び起動用電動機を含む。）
分路リアクトル（電圧一万ボルト以上かつ容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）	分路リアクトル
電線路の電線（ケーブルを含み、電圧五万ボルト以上の電線路のものに限る。）及び支持物（電圧五万ボルト以上の電線路のものに限る。）	電線（ＯＦケーブルにあっては、その圧油装置を含む。）、木柱、鉄柱、鉄筋コンクリート柱及び鉄塔並びにがいし

○経済産業省告示第二百三十九号

原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める省令及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則の一部を改正する命令（平成二十八年経済産業省令・原子力規制委員会規則第二号）の施行に伴い、平成二十四年経済産業省告示第二百二号（原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第四条の表第十八号及び第二十一号の届出を要する場合の欄に規定する電気工作物を定める件）を廃止する告示を次のように定める。

平成二十八年九月二十三日

経済産業大臣　世耕　弘成

平成二十四年経済産業省告示第二百二号（原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第四条の表第十八号及び第二十一号の届出を要する場合の欄に規定する電気工作物を定める件）は、廃止する。

附　則

この告示は、平成二十八年九月二十三日から施行する。

○経済産業省・原子力規制委員会告示第一号

原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令（平成二十四年経済産業省令第七十号）附則第二項ただし書及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成二十四年経済産業省令第七十一号）第一条第二項第八号の規定に基づき、別に告示する原子力発電工作物及び期限を次のように定め、平成二十八年九月二十四日から施行する。

平成二十八年九月二十三日

経済産業大臣　世耕　弘成

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

（原子力発電工作物）

第一条　原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令附則第二項ただし書及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第一条第二項第八号に規定する別に告示する原子力発電工作物は、次の各号に掲げるものとする。

一　変圧器
二　電力用コンデンサー
三　計器用変成器
四　リアクトル
五　放電コイル
六　電圧調整器
七　整流器
八　開閉器
九　遮断器
十　中性点抵抗器
十一　避雷器
十二　ＯＦケーブル

（期限）

第二条　原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令附則第二項ただし書に規定する別に告示する期限は、次の表の上欄に掲げるポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する原子力発電工作物が電路に施設されている場所の所在する区域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期限とする。

施設されている場所の所在する区域	期限
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	平成三十四年三月三十一日
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	平成三十三年三月三十一日
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域	平成三十年三月三十一日

○関東地方整備局告示第二百八十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十三日

関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十九号	大町市八坂字野平中二五三一一番一から同市八坂字野平中二五三一七番まで	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年九月二十三日